

○埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
埼玉県職員定数条例 第一条 (略) (職員の定数) 第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。 一 議会 六十六人 二 知事 <u>七千二百五十三人</u> 三 選挙管理委員会 六人 四 人事委員会 <u>三十一人</u> 五 労働委員会 十三人 六 収用委員会 三人 七 監査委員 三十人 八 公営企業管理者 四百三十九人 九 下水道事業管理者 <u>百二十一人</u> 2 (略) 第三条 (略)	埼玉県職員定数条例 第一条 (略) (職員の定数) 第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。 一 議会 六十六人 二 知事 <u>七千百五十九人</u> 三 選挙管理委員会 六人 四 人事委員会 <u>二十八人</u> 五 労働委員会 十三人 六 収用委員会 三人 七 監査委員 三十人 八 公営企業管理者 四百三十九人 九 下水道事業管理者 <u>百十一人</u> 2 (略) 第三条 (略)